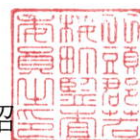


若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年12月24日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



記

財政援助団体等監査報告

1 財政援助団体監査

(1) 実施年月日等

日時：令和7年12月23日（火）午後1時30分～3時30分（公の施設の指定管理者
監査含む）

場所：社会福祉法人若桜町社会福祉協議会会議室

(2) 監査の対象

社会福祉法人若桜町社会福祉協議会（担当課：福祉保健課）

(3) 監査の範囲

令和6年度若桜町社会福祉協議会補助金に係るもの

(4) 監査の着眼点

- ・団体に対する補助金が、目的に沿って執行されているか。
- ・補助金に係る会計経理等が適切に行われているか。

(5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。指摘事項、問題は担当課及び財政援助団体ともに特になし。

(6) 監査の意見

若桜町社会福祉協議会の事業については、地域福祉事業、介護サービス事業、障がい者福祉サービス事業など多岐にわたっており、昨今の物価高などによる厳しい経済情勢で社会環境も大きく変化する中、若桜町の地域福祉事業の推進に積極的にご尽力いただき敬意を表するものである。

今後も事業内容について創意工夫し、若桜町の福祉事業の推進に努めていただきたい。

また、若桜町においては、総人口は減少し、高齢者の割合が高くなっている現状から、若桜町社会福祉協議会の役割は益々重要となっている。人材確保による円滑な事業推進の観点から、若桜町としても補助金の算定内容に対して充分検討され、若桜町社会福祉協議会と連携をより密にし、今後も指導監督を適切に行っていただきたい。

2 公の施設の指定管理者監査（担当課：福祉保健課）

(1) 実施年月日等

日 時	財政援助団体監査の日時と同様
場 所	〃

(2) 監査の対象

社会福祉法人若桜町社会福祉協議会（担当課：福祉保健課）

(3) 監査の範囲

公の施設の管理に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

(4) 監査の着眼点

- ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ・業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- ・指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

(5) 監査の結果

2 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。指摘事項、問題は担当課及び指定管理者ともに特になし。